

鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第12号

鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。